

奈良県告示第二百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和四年十二月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

医療法人西井会	指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
一〇〇―二一	檀原市光陽町	訪問看護ステーションきら	一	大和高田市大字根成柿三二―一	令和二年二月二十五日